

住居表示実施に伴う 手続きのしおり

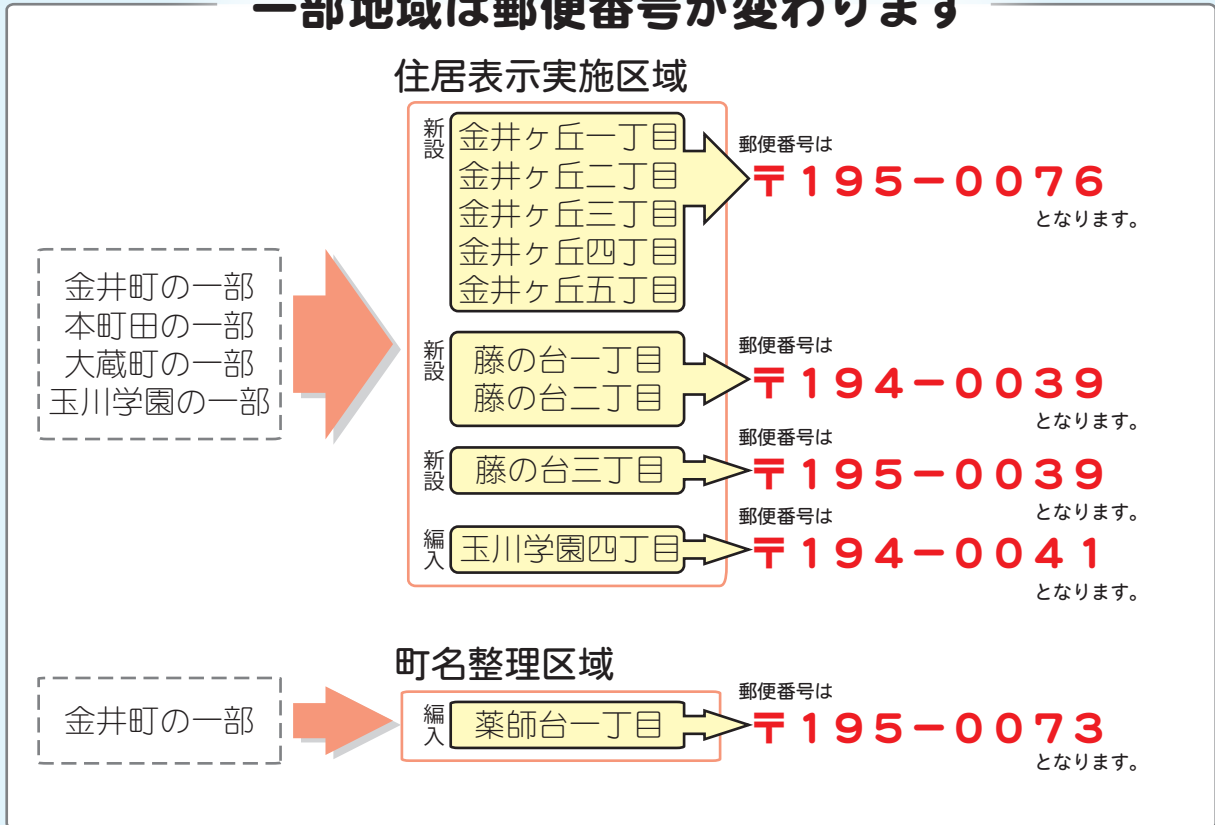
2020年7月25日から
金井町・藤の台団地地区の
住所の表し方が変わります



このしおりは

住居表示の実施にあたり、新しい住所への変更の諸手続きについてご案内いたします。なお、住居表示制度については次ページからの説明をご覧ください。

一部地域は郵便番号が変わります



目次

- 住居表示制度とその必要性 1
- 新しい住所の表し方 2
- 地番による表示 2
- 住居番号の定め方について 3
- 郵便番号について 3
- 無料ハガキについて 3
- 住所変更に伴う諸手続きについて 4
- 土地・建物を所有されている方へ 14
- 登記申請書の書き方について 15
- 町名表示板、番号表示板の設置のお願い ... 裏面
- 関係行政機関位置図 裏面

◆住居表示制度とその必要性

住所はこれまで土地の地番を用いて表示されてきました。

土地の地番は明治時代初めに設けられました。当時は順序よくつけられておりましたが、土地の分筆や合筆、開発などにより番号が飛ぶことや、欠番になる等、現在では順番が分かりにくくなっています。また、地番が1,000番を越える地域も多く、町を特定できても、その中の該当地をすぐに探すことが難しくなっています。

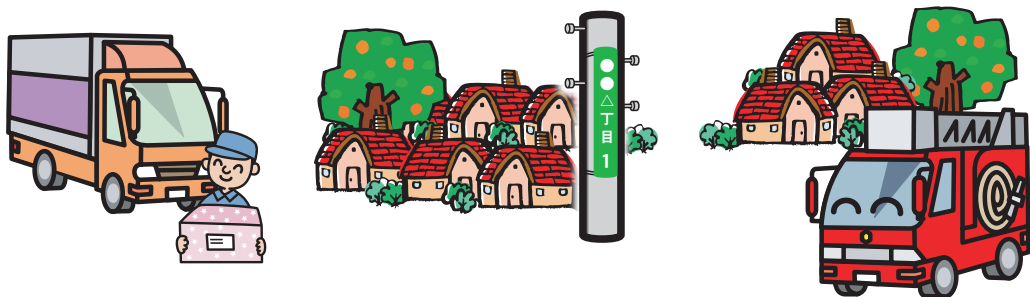
住居表示は、こうした住所の混乱を解消するために生まれた、全国的に統一された制度です。

●住所が複雑になっている原因…

- 1) 土地の分筆・合筆・開発により、順序よく並んでいない場所が増えている。
- 2) 町が大きく地番が1,000番を越え、分割されている。
- 3) 同一地番に複数の家屋が建ち、建物の住所が同じになっている。
- 4) 数筆の土地にまたがって建っている家屋は代表地番を住所にしているため、両隣の住所との連続性がなくなっている。
- 5) 町をまたいで建築されており、町の境界が複雑になっている。

●住居表示を実施すると…

- 1) 火災や緊急時に通報する際、場所の特定が速やかになります。
- 2) 救急車や消防車などの緊急車両の到着が速やかになります。
- 3) 郵便局、運送事業者の誤配等が起こりにくくなります。
- 4) 来街者の方が住所を頼りに目的地に行きやすくなります。



町田市においては、市街化が進んだ地域などから、順次、住居表示を実施しています。

昭和39（1964）年に行なわれた原町田に始まって、中町、旭町、玉川学園と続き、最近では平成28（2016）年7月に小川・鶴間地区において実施しました。現在では町田市内の183の町のうち、88の町が住居表示実施区域になっています。

◆新しい住所の表し方

住居表示の実施により、以下のように住所の表し方が変わります。

●住所の表示(例)

住居や店舗などの建物に対して付番します。



※ご自分の新住所は「住所変更証明書」等でご確認ください。

◆地番による表示

「地番」とは各土地に付けられた番号のことで、法務局所管の土地登記簿の表題部などに記載されています。一方、住居表示の「街区符号」や「住居番号」は、住居や店舗など、建物の住所(場所)を表すために付けられた番号です。(※建物登記上の「家屋番号」とは異なります。)

住居表示が実施されても、不動産(土地・建物)の登記は地番で表わされ、地番が消滅することはありません。また、戸籍上の本籍地も、原則として地番を使用する^(注1)こととなっています。

●不動産の表示(例)

不動産の表示は現在の町名が「新しい町名」になり、字名は廃止されます。地番は変わりません。



●本籍の表示(例)

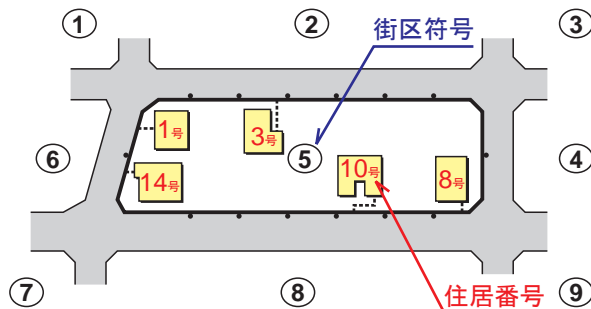
本籍の表示は現在の町名が「新しい町名」になります。地番は変わりません。



(注1) 転籍手続きをすることによって、新しい住所(住居表示)の街区符号までと合わせることができます。
(例) 町田市 金井ヶ丘〇丁目 〇番
(9ページに転籍の手続きについて記載しておりますのでご覧ください。)

◆住居番号の定め方について

下図は街区のイメージ図です。①～⑨は街区符号を表わしています。
住居番号は出入口の位置（下図では破線で表示）によって決まり、各建物に1つの番号が設定されます。（街区符号・住居番号は、市で決定します。）



◆郵便番号について

区域内的の郵便番号は下記の通りとなります。

【住居表示区域】

金井ヶ丘一丁目～金井ヶ丘五丁目 …… 〒195-0076
 藤の台一丁目～藤の台二丁目 …… 〒194-0039
 藤の台三丁目 …… 〒195-0039
 玉川学園四丁目 …… 〒194-0041

【町名整理区域】

薬師台一丁目 …… 〒195-0073

◆無料ハガキについて

配付した無料ハガキ(1袋=50枚)は新しい住所をご友人やお取引先などにお知らせするためのものです。これらは日本郵便による通信事務として配達されるため、送料は無料となります。

下記見本を参考に必要事項をご記入の上、無料ハガキが入っていた封筒にまとめて入れるか、もしくは、輪ゴムなどで一括りにするなどして、お近くのポストへ投函してください。

無料ハガキが不足する場合には日本郵便へご連絡ください。

郵便番号が194の方 ⇒ 日本郵便㈱ 町田郵便局 TEL 0570-031-269
 郵便番号が195の方 ⇒ 日本郵便㈱ 鶴川郵便局 TEL 0570-943-603

郵便はがき

194-0000

通信事務郵便

町田郵便局

住所の表示変更のお知らせ

親類
花子様

町田市森野〇丁目〇番〇号

あなたの住所にも郵便番号を

お知らせ先の宛先・宛名をご記入ください。

住所変更のお知らせ

2020年(令和2年)7月25日から住所の表示変更が行われ、お知り合いの方の住所の表示が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

- 今後郵便をお出しの際は、郵便番号及び新住所をご記入ください。
- お手数ですが、あなた様の住所録をご訂正ください。

新住所

〇〇〇-〇〇〇〇
 町田市金井ヶ丘〇丁目 〇番 〇号
 町田アパート101号室
 町田 太郎

ご自分の
 ・新しい郵便番号
 ・新しい住所
 ・氏名
 をご記入ください。

※実際のハガキと表示内容が異なる場合があります。